

第14章 国民保護の概況

国民保護の普及推進

1. 国民保護の概要

平成16年9月に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称 国民保護法）が施行され、武力攻撃や大規模テロなどの事態が発生した際に、国、県、市町村など関係機関が相互に連携協力して、住民を守るため、各機関が国民の保護に関する計画を作成し、住民の避難や避難住民の救援など国民の保護に関する措置を行うこととされた。

2. 県国民保護計画等

県は、国民保護法及び国の定める基本指針に基づき、平成18年3月に県国民保護計画を作成した。さらに、平成18年度には、市町村において国民保護計画が、また、指定地方公共機関（県内17機関）でも、国民保護業務計画がそれぞれ作成された。

平成25年3月、平成26年5月及び平成29年12月に国の「国民の保護に関する基本指針」が変更されたこと等に伴い、平成26年11月、平成27年3月及び平成30年8月に県国民保護計画を一部変更した。

・富山県国民保護協議会

知事の諮問に応じ、国民保護に関する重要事項の審議を行う機関で、県の国民保護計画作成にあたっての審議を行う。（会長：知事 委員：69名）

3. 国民保護の普及推進

・国民保護フォーラム in 入善町

（1）開催日時：令和4年12月17日（土）

（2）会 場：入善まちなか交流施設うるおい館イベントホール

（3）参加人数：52人

※令和5年度は、令和6年2月開催予定であったが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響により中止。

4. 国民保護訓練の実施

県では、大規模テロや武力攻撃事態における対処能力の向上を図るため、国や市町村、関係機関等と共同して、平成17年度から毎年事態想定を変えて、国民保護訓練を実施している。令和3年度は、国の重点訓練対象として共同で実動・図上訓練を実施した。

・令和5年度富山県国民保護共同図上・実動訓練

（1）実施日時：令和5年11月7日（火） 10:15～16:30

（2）訓練場所：富山県庁防災危機管理センター、射水市役所、太閤山ランドファミリースポーツプラザ周辺 等

（3）事態想定：緊急対処事態

（富山新港火力発電所内の石油コンビナート関連施設で爆破火災事案、武装勢力の射水市太閤山地区への潜伏事案）

（4）参加人数：約100人

（内閣官房、消防庁、自衛隊、海上保安庁、富山県、富山県警察、射水市、射水市消防本部組合 等）

（5）内 容：午前の図上訓練では、緊急対処事態の認定を受けて、被害情報の収集・共有、救出・救護及び住民避難誘導等についての連絡調整等の応急対策、緊急対処事態対策本部の設置・運営、国及び関係機関等との連携・調整の訓練を実施。

午後の実動訓練では射水市太閤山地区の一部住民の域外避難を行い、住民避難時における一連の要領及び避難時における住民の避難誘導状況の把握等について訓練を実施した。

住民の避難状況の把握にあたり、新たに試作した「避難者移動状況確認プログラム」を利用する等、より効果的な訓練とすべく新たな取り組みを実施した。